

子どもの医療費助成の現物給付を求める意見書

格差と貧困が進んでいるなか、経済的な理由による受診抑制が健康悪化を招くことが懸念されています。窓口で支払うお金が無くて医療機関を受診できない、子どもがインフルエンザに罹患しても医療機関を受診させられないなど、せめて子どもの医療費を無料にしてほしいという声は切実です。

医療費の負担軽減が緊急性のない軽症状患者の時間外受診、いわゆる「コンビニ受診」の増加に繋がるのではないかという指摘もありますが、群馬県が全国に先駆けて中学３年生までの医療費完全無料化を県レベルで実現し、その後実施した調査では、国保診療分の時間外受診件数は制度拡大前の９２．７％と、医療費を無料化しても、不必要な時間外受診が増加することはないという結果が出ています。むしろ、「中学卒業までの医療費無料化は、活力ある豊かな社会を築くための未来への投資」「早期受診により重症化が防止され、結果的に医療費の抑制につながる。」との評価も聞かれます。

本来、医療費無料化は国が取り組むべき課題ですが、国は自治体が行う医療費無料化制度に対して国庫負担の削減を行うペナルティを科してきました。しかしながら、０歳から６歳までの医療費助成においては、多くの自治体が無料化をしていることからペナルティの根拠がくずれ、平成３０年度から減額調整措置を廃止することが決まっています。

奈良県では、子ども医療費助成制度は中学３年生まで対象が拡大されましたが、償還払い制度のままとなっています。平成２９年４月時点で県内すべて償還払いを採用しているのは、福井県、長野県、奈良県、鹿児島県の４県のみですが、減額措置の廃止を受けて、平成３０年度から福井県、長野県は中学３年生までの現物給付方式を導入するということです。

現物給付方式を導入することで、医療費の負担感は大きく減少します。奈良県でも、中学３年生までの医療費完全無料化に向けて動いていく大きなチャンスです。今こそ未来への投資をする時ではないでしょうか。

完全無料化を実現する大きな足掛かりとして、国のペナルティがなくなった未就学児に限らず中学３年生までを対象として、償還方式から現物給付方式に変更することを要望いたします。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成２９年１２月１５日

大和郡山市議会

提出先 奈良県知事